

医療的ケアが必要な児童の受入れについて

医療的ケアを必要とする児童が、安全で安心して保育園等での生活を送ることができるよう、台東区の区立保育園等では保護者の皆様のご理解とご協力をいただき、医療的ケアを安全かつ適切に実施いたします。

【 実施園 】

- 坂本保育園
- 浅草橋保育園
- 石浜橋場こども園
- たいとうこども園

※各園の空き状況や受入れ状況により調整させていただきます場合があります。

【 対象となる児童 】

- 該当年度の4月1日時点で、1歳の誕生日を迎えている。
- 受入れ可能な保育園等に入園できる。
- 主治医により集団保育が可能であると認められている。
- 家庭での生活において状態が安定している。
- 医療的ケアが日常生活の一部として保護者及び児童に定着している。その医療的行為によって状態の変化が起こりにくいと主治医に判断されている。

【 医療的ケアの実施内容 】

- 喀痰吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）
- 導尿
- その他、主治医の意見をもとに台東区教育委員会が実施可能と判断した処置

【令和7年4月 入園までの流れ】

※受入れは、4月入園を基本とします。

- ① 事前相談・申込
(締め切り R6.11.15)
- ② 面談及び家庭訪問
- ③ 保育審査会
- ④ 内定及び支援体制の準備・調整
- ⑤ 保育園等での面談・健康診断
- ⑥ 入園・慣らし保育

保護者、区、園、主治医、看護師等、関わる方全員で連携、協力して進めていくことが大切です。

「お問い合わせ先」

台東区役所 児童保育課 支援担当 TEL: 03-5246-1309

